

補正予算の内訳

1 9 月中に議決を要する案件 4,185万4千円

事業名	事業費	説	明																																																				
重度心身障害者療養 援護金支給 (社会局)	4,185万4千円 財源内訳 〔 一般財源 4,185万4千円 〕	健康保険法等の改正に伴い、18年10月から生活療養費の制度が新設され、療養病床に入院する70歳以上の者について、生活療養標準負担額（居住費（光熱水費）、調理費及び食材料費の一定額）が自己負担となり、負担が増加することから、激変緩和措置として18年度、19年度の2年間、療養病床に15日以上継続して入院する70歳以上の重度心身障害者医療費補助受給者が、生活療養標準負担額を自己負担した場合に、現行の重度心身障害者療養援護金を増額する。																																																					
(月額) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>現行支給額</th><th>加算額</th><th>改正後の支給額</th></tr><tr><td rowspan="3">市民税非課税世帯</td><td>低所得（老福）</td><td rowspan="3">10,000円</td><td>0円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>低所得（その他）</td><td>11,300円</td><td>21,300円</td></tr><tr><td>低所得</td><td>9,600円</td><td>19,600円</td></tr><tr><td colspan="2">市民税課税世帯</td><td></td><td>20,000円</td><td>30,000円</td></tr></table> (注) 低所得：所得が一定基準（年金収入等が80万円）以下の世帯に属する者 （老福）：老齢福祉年金受給者 （その他）：老齢福祉年金受給者以外の者 低所得：低所得以外の市民税非課税世帯に属する者				区分		現行支給額	加算額	改正後の支給額	市民税非課税世帯	低所得（老福）	10,000円	0円	10,000円	低所得（その他）	11,300円	21,300円	低所得	9,600円	19,600円	市民税課税世帯			20,000円	30,000円																															
区分		現行支給額	加算額	改正後の支給額																																																			
市民税非課税世帯	低所得（老福）	10,000円	0円	10,000円																																																			
	低所得（その他）		11,300円	21,300円																																																			
	低所得		9,600円	19,600円																																																			
市民税課税世帯			20,000円	30,000円																																																			
現行 改正後 療養病床に入院する70歳以上の者 (その他の者は現行と同じ) <table><tr><th colspan="2">医療費</th><th colspan="4">食事療養費</th></tr><tr><td>診療費等 (保険給付)</td><td>光熱水費</td><td>栄養管理費等</td><td>光熱水費</td><td>調理費</td><td>食材料費</td></tr><tr><td>(重度医療で補助)</td><td></td><td></td><td>(保険給付)</td><td></td><td>食事療養標準負担額 (自己負担)</td></tr></table> → <table><tr><th colspan="2">医療費</th><th colspan="4">生活療養費</th></tr><tr><td>診療費等 (保険給付)</td><td>光熱水費</td><td>栄養管理費等</td><td>居住費 (光熱水費)</td><td>調理費</td><td>食材料費</td></tr><tr><td>(重度医療で補助)</td><td></td><td></td><td>(保険給付)</td><td></td><td>生活療養標準負担額 (自己負担)</td></tr></table>				医療費		食事療養費				診療費等 (保険給付)	光熱水費	栄養管理費等	光熱水費	調理費	食材料費	(重度医療で補助)			(保険給付)		食事療養標準負担額 (自己負担)	医療費		生活療養費				診療費等 (保険給付)	光熱水費	栄養管理費等	居住費 (光熱水費)	調理費	食材料費	(重度医療で補助)			(保険給付)		生活療養標準負担額 (自己負担)																
医療費		食事療養費																																																					
診療費等 (保険給付)	光熱水費	栄養管理費等	光熱水費	調理費	食材料費																																																		
(重度医療で補助)			(保険給付)		食事療養標準負担額 (自己負担)																																																		
医療費		生活療養費																																																					
診療費等 (保険給付)	光熱水費	栄養管理費等	居住費 (光熱水費)	調理費	食材料費																																																		
(重度医療で補助)			(保険給付)		生活療養標準負担額 (自己負担)																																																		
(月額) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">現行</th><th colspan="3">改正後</th><th rowspan="2">療養援護金支給後の負担額比較</th></tr><tr><th>食事療養標準負担額</th><th>療養援護金</th><th>差引負担額</th><th>生活療養標準負担額</th><th>療養援護金</th><th>差引負担額</th></tr><tr><td rowspan="3">市民税非課税世帯</td><td>低所得（老福）</td><td>9,000円</td><td>10,000円</td><td>-</td><td>9,000円</td><td>10,000円</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>低所得（その他）</td><td>9,000円</td><td>10,000円</td><td>-</td><td>21,300円</td><td>21,300円</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>低所得</td><td>18,900円</td><td>10,000円</td><td>8,900円</td><td>28,500円</td><td>19,600円</td><td>8,900円</td><td>0円</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">市民税課税世帯</td><td rowspan="2">23,400円</td><td rowspan="2">10,000円</td><td rowspan="2">13,400円</td><td>(注) 47,400円</td><td rowspan="2">30,000円</td><td>17,400円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>(注) 51,000円</td><td>21,000円</td><td>7,600円</td></tr></table> (注) 栄養管理等国の定める一定基準に該当する医療機関に入院する場合は下段、その他の医療機関の場合は上段の額となる。				区分		現行			改正後			療養援護金支給後の負担額比較	食事療養標準負担額	療養援護金	差引負担額	生活療養標準負担額	療養援護金	差引負担額	市民税非課税世帯	低所得（老福）	9,000円	10,000円	-	9,000円	10,000円	-	-	低所得（その他）	9,000円	10,000円	-	21,300円	21,300円	-	-	低所得	18,900円	10,000円	8,900円	28,500円	19,600円	8,900円	0円	市民税課税世帯		23,400円	10,000円	13,400円	(注) 47,400円	30,000円	17,400円	4,000円	(注) 51,000円	21,000円	7,600円
区分		現行				改正後			療養援護金支給後の負担額比較																																														
		食事療養標準負担額	療養援護金	差引負担額	生活療養標準負担額	療養援護金	差引負担額																																																
市民税非課税世帯	低所得（老福）	9,000円	10,000円	-	9,000円	10,000円	-	-																																															
	低所得（その他）	9,000円	10,000円	-	21,300円	21,300円	-	-																																															
	低所得	18,900円	10,000円	8,900円	28,500円	19,600円	8,900円	0円																																															
市民税課税世帯		23,400円	10,000円	13,400円	(注) 47,400円	30,000円	17,400円	4,000円																																															
					(注) 51,000円		21,000円	7,600円																																															

2 補助内定に伴う補正 1億598万8千円

事業名	事業費	説明	明																		
民間知的障害者就労支援施設整備補助（社会局）	8,772万円	補助内定による追加額 （ 2 か年事業 → 単年度事業 ）																			
	財源内訳																				
	〔 国庫補助金 5,848万円 一般財源 2,924万円 〕	対象施設 知的障害者就労支援施設「いし うちの森」（新設）																			
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">補助金額</th><th colspan="2">年 割 額</th></tr><tr><th>18 年 度</th><th>19 年 度 (債務負担行為)</th></tr><tr><td>補正前 (A)</td><td>9,896万円</td><td>2,568万円</td><td>7,328万円</td></tr><tr><td>補正後 (B)</td><td>1億1,340万円</td><td>1億1,340万円</td><td>-</td></tr><tr><td>差引(B)-(A)</td><td>1,444万円</td><td>8,772万円</td><td>7,328万円</td></tr></table>				区分	補助金額	年 割 額		18 年 度	19 年 度 (債務負担行為)	補正前 (A)	9,896万円	2,568万円	7,328万円	補正後 (B)	1億1,340万円	1億1,340万円	-	差引(B)-(A)	1,444万円	8,772万円	7,328万円
区分	補助金額	年 割 額																			
		18 年 度	19 年 度 (債務負担行為)																		
補正前 (A)	9,896万円	2,568万円	7,328万円																		
補正後 (B)	1億1,340万円	1億1,340万円	-																		
差引(B)-(A)	1,444万円	8,772万円	7,328万円																		
環境にやさしい交通行動を促す施策の導入効果調査（道路交通局）	846万8千円	インターネットを活用し、公共交通への転換を促す情報提供や交通行動調査を行い、市民に対して環境改善効果や省エネ効果を周知することにより、自動車利用の見直しを促す施策の導入効果調査を行う。																			
	財源内訳																				
	〔 国庫補助金 846万8千円 〕																				

事業名	事業費	説明
「目指せスペシャリスト」推進モデル事業 （教育委員会）	980万円 財源内訳 〔 国庫委託金 980万円 〕	文部科学省の「目指せスペシャリスト」の指定を受け、「将来のスペシャリスト」の育成に係る教育課程等の研究開発を行う。 指定校 広島市立広島工業高等学校 指定期間 3年 研究課題 ユビキタス社会の実現を担う高度情報技術者を育成するための教育課程・教育内容及び指導方法

3 一般補正 47億2,743万円

事業名	事業費	説明
消費者対策 (市民局)	127万5千円 財源内訳 〔一般財源 127万5千円〕	消費者行政の基本理念、消費者被害の防止・救済措置等を定めた条例を制定し、市民の消費生活の安定及び向上の確保に取り組む。 消費生活条例の普及啓発 94万5千円 消費生活審議会の運営 33万円
保険財政共同安定化事業 (国民健康保険事業特別会計) (社会局)	46億5,328万8千円 財源内訳 〔共同事業交付金 46億5,328万8千円〕	国民健康保険法等の改正に伴い、県内各国民健康保険者からの拠出金を財源に創設される保険財政共同安定化事業に対して拠出することにより、県内各国民健康保険者間の保険料の平準化、財政安定化を図る。

事業名	事業費	説明	明																		
広島大学本部跡地の有効活用の促進 （都市活性化局）	240万円 財源内訳 〔一般財源 240万円〕	広島大学本部跡地において、広島地域大学長有志懇談会から提案された「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト（仮称）」の実現に向けて、同懇談会代表である広島大学と共同で民間事業予定者を募集・選定する。 事業予定者選考委員会の開催 関係機関との協議・調整その他 全体事業費 480万円 （負担割合 市、広島大学 各 1 / 2 ）																			
新球場建設の推進 （新球場整備特別会計） （都市活性化局）	1億3,800万円 財源内訳 〔国庫補助金 5,200万円 市債 8,600万円〕	新球場の設計の完了が19年度となることに伴う設計費の年割額の変更 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">事 業 費</th><th colspan="2">年 割 額</th></tr><tr><th>18 年 度</th><th>19 年 度 (債務負担行為)</th></tr><tr><td>補正前 (A)</td><td>2億2,200万円</td><td>2億2,200万円</td><td>-</td></tr><tr><td>補正後 (B)</td><td>2億2,200万円</td><td>8,400万円</td><td>1億3,800万円</td></tr><tr><td>差引(B)-(A)</td><td>-</td><td>1億3,800万円</td><td>1億3,800万円</td></tr></table>	区 分	事 業 費	年 割 額		18 年 度	19 年 度 (債務負担行為)	補正前 (A)	2億2,200万円	2億2,200万円	-	補正後 (B)	2億2,200万円	8,400万円	1億3,800万円	差引(B)-(A)	-	1億3,800万円	1億3,800万円	
区 分	事 業 費	年 割 額																			
		18 年 度	19 年 度 (債務負担行為)																		
補正前 (A)	2億2,200万円	2億2,200万円	-																		
補正後 (B)	2億2,200万円	8,400万円	1億3,800万円																		
差引(B)-(A)	-	1億3,800万円	1億3,800万円																		

事業名	事業費	説明
安芸地区の消防体制の整備 (消防局)	2億846万7千円 財源内訳 〔市債 1億8,760万円〕 負担金 970万3千円 一般財源 1,116万4千円	消防通信指令管制システムの改修 海田地区消防組合の解散に伴い、安芸区の消防事務を本市が直轄し、海田町、坂町、熊野町の消防事務を本市が受託するために必要となる消防通信指令管制システムの改修を行う。